

名古屋市政クラブ 様

## 名古屋城木造復元についての記者会見の趣旨

～障害者差別解消法第7条に抵触する可能性を正しく報道してください～

本日は記者会見にお越しいただきありがとうございます。

6月3日の市民討論会での差別発言以降、名古屋城についての各種報道は、「木造復元VS. バリアフリー化」の構図になっています。

本会は、複数の障害者団体などでつくる「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」の皆さんがエレベーター設置を求めているにも拘わらず、名古屋市は小型昇降機の導入を検討、更に最上階まで昇降機で乗降できるかどうかは今後検討されるとのことに大きな疑問を感じます。

障害者差別解消法第7条では、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止として、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」「2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とあります。

名古屋市の姿勢は、上記第7条の差別の禁止、合理的配慮の提供の双方が守られていません。第12条には事業者への（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）はありますが、行政機関等への条文はありません。そもそも、行政機関が第7条を順守しないことを想定していないためです。

さらに、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります。しかし、新築復元のため、エレベーター設置方法は複数あり、過度な負担には当たりません。

加えて、2016年に熊本地震があり、熊本城を再建するにあたり、障害当事者の意見を聞きながら協議を重ね、3台のエレベーターを設置しました。国連障害者権利条約を批准した我が国では当たり前の対応です。

以上から、まずは現計画が「障害者差別解消法第7条に抵触する可能性が高い。」ことを正しく報道してください。木造復元とエレベーター設置の両立を報道頂くと対立の構図のみが目立ち、現状の課題がクローズアップされないことが残念です。

対立ではなく調和により、木造復元とエレベーター設置とが両立し、事業が進むことを願っています。

障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク

代表代行 村上 博(熊本市議会議員)

事務局長 古庄和秀(大牟田市議会副議長)

事務局次長 市川おさと(足立区議会議員)